



奈良県



不育症検査費用助成事業のご案内

奈良県では、不育症検査、医療保険が適用されない不育症(先進医療)に要する費用の一部を助成しています

妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩むご夫婦を支援するため、医療保険が適用されない不育症検査に要した費用の一部を助成する制度です。

対象検査

流産検体を用いた染色体検査

(国が先進医療の実施機関として承認している医療機関で受けたものに限る。)

* その他の不育症判定検査(例:抗リン脂質抗体・血栓性素因スクリーニング・夫婦染色体検査 等)は対象外です。

令和3年4月1日以降に受けた検査。

助成金額

1回の検査につき**上限5万円**。

検査費用が5万に満たない場合は、証明書に記載された金額(実際にかかった額)になります。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です

- ①申請日現在、申請者本人が奈良県内(奈良市を除く)に住所があること。
- ②2回以上の流産、死産の既往があること。
* 流産・死産合わせて2回以上ある方。ただし生化学的流産は含まない。
- ③国が先進医療の実施機関として承認している医療機関で検査を受けたこと。
* 詳しくは厚生労働省ホームページ(下記QRコード)をご確認下さい。

年齢制限や所得制限などの要件はありません。



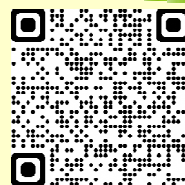
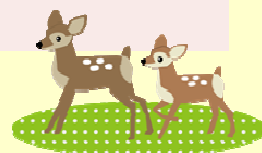
厚生労働省ホームページ

厚生労働省 先進医療
医療機関



【先進医療A】番号25番「流産検体を用いた染色体検査」を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan02.htm>



	必要書類	確認項目	留意事項
1	不育症検査費用助成事業申請書(第1号様式)	申請者が記入	* 様式は奈良県ホームページからダウンロード可
2	不育症検査費用助成検査受検証明書(第2号様式)	主治医が記入	
3	不育症検査結果個票(別紙)	主治医が記入 * 検査結果を国が収集し当該検査の保険適用に向けた検討に活用する可能性があります	
4	領収書(写し)・診療明細書	不育症検査を受けた医療機関で発行	領収書は領収印が鮮明に写るようにコピーして下さい
5	住民票謄本	住所地の市町村で発行	発行日から3ヶ月以内で、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

***提出された申請書類の返却及び申請の取り下げはできません**

以上の書類を奈良県福祉医療部 医療政策局 健康推進課 母子保健・人材確保対策係に郵送して下さい

申請期限

令和4年3月31日(木)までです。(消印有効)

令和3年度における申請の提出期限(3月検査分)は、令和4年4月21日(木)(消印有効)までです。

検査終了後は、申請期限に関わらず、できるだけ速やかに申請して頂きますようお願いいたします。

相談・申請窓口	住所	電話番号
奈良県福祉医療部 医療政策局 健康推進課 母子保健・人材確保対策係	〒630-8501 奈良市登大路30番地	0742-27-8661
奈良市健康医療部 母子保健課 奈良市在住の方	〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター	0742-34-1978



奈良県不妊専門相談センター（不育症相談可）

電話相談	専門相談員(助産師)が相談をお受けします。 毎週金曜日 13～16時	専用ダイヤル 0744-22-0311
面接相談 検査や治療は 行いませんので ご了承下さい。	産婦人科医師(女性)が相談をお受けします。 毎月第2金曜日 13～16時 (都合により変更することがあります)	電話での予約が必要です * 毎週金曜日13～16時 場所 奈良県医師会館(橿原市内膳町5-5-8)

一人で悩まないで、
まずはご相談下さい



奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/58735.htm>

奈良県 不育症検査

